

## 第 6 次岡山県人権政策推進指針答申案について

県では、すべての人々が社会の一員としてお互いを尊重し支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現を目指し、県が進める人権施策の基本的な考え方や各人権課題への基本的な施策の方向などを示し、総合的な人権施策を推進する。

### 1 策定の趣旨

第 5 次人権政策推進指針策定以降の社会経済情勢等の変化や法律等の制定・改正、県民意識調査の結果などを踏まえ、人権政策推進指針（以下「指針」という。）について必要な見直しを行う。

### 2 これまでの経過等

- ①人権問題に関する県民意識調査を実施 (令和 6 年 8 月)
- ②知事から人権政策審議会へ指針策定について諮問 (令和 7 年 4 月)
- ③第 1 回人権政策審議会（指針骨子案等の審議） (令和 7 年 7 月)
- ④第 2 回人権政策審議会（答申案・中間審議） (令和 7 年 10 月)
- ⑤県民提案制度（パブリックコメント）の実施  
(令和 7 年 11 月 14 日～令和 7 年 12 月 15 日)
- ⑥第 3 回人権政策審議会（答申案の審議） (令和 8 年 1 月)
- ⑦人権政策審議会から知事へ指針策定の答申 (令和 8 年 1 月下旬)
- ⑧指針策定 (令和 8 年 3 月下旬)

## 第6次岡山県人権政策推進指針答申案（概要）

### 第1章 背景

#### 1 指針策定の趣旨

第5次指針策定以降の社会経済情勢の変化や法律等の制定や改正、人権問題に関する県民意識調査の結果などを踏まえて、「第6次岡山県人権政策推進指針」を策定し、今後も人権施策を総合的に推進します。

#### 2 人権をめぐる国内外の取組

「持続可能な開発目標」（SDGs）の取組のほか、国の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」や「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の策定などについて記述しています。

### 第2章 基本的な考え方

#### 1 基本理念「共生社会おかやまの実現」

これまでの指針を引き継ぎ、すべての人々が、社会の一員としてお互いを尊重し支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現を目標とし、次のような社会を目指して、人権施策を総合的に推進します。

- 生命と尊厳を守る社会
- 互いに多様性を認め支え合う社会
- 公平な機会を保障する社会

#### 2 指針の性格

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に基づき、県の人権施策の基本的な考え方とともに、インターネット上の人権侵害、女性、子ども、高齢者等の人権課題に対する基本的な施策の方向などを示しています。

### 第3章 施策の推進方策

#### 1 人権尊重の視点に立った行政

職員一人ひとりが、県行政のすべての業務は人権に関わっているとの認識を持ち、人権尊重の視点に立った行政の担い手であることを自覚して業務に当たります。

#### 2 人権啓発・人権教育

##### (1) 啓発・教育の在り方

共生社会おかやまの実現を目指して、県民一人ひとりが人権の意義や重要性を理解するとともに、さまざまな人権問題を自己のこととして捉える人権感覚を育み、日常生活における行動変容につなげることができるよう、啓発・教育を推進します。

##### (2) さまざまな場での啓発・教育

さまざまな場で、対象者の発達段階、ライフサイクルなどに応じた啓発・教育を推進します。

ア 学校等における教育

- イ 家庭、地域における啓発・教育
- ウ 企業等における啓発・教育
- エ 特定の職業に従事する者への研修等

・国計画改定に伴う修正

### 3 相談・支援及び救済

複雑・多様化する人権問題に迅速かつ適切に対応するため、相談・支援及び救済体制の充実強化と相談機関相互の一層の連携に努めます。

## 第4章 課題別施策の推進

インターネット上の人権侵害を「課題横断的な人権課題」と位置付けるとともに、人権課題ごとに、「現状と課題」及び「基本的な施策の方向」を示しています。

### 1 課題横断的な人権課題

<人権課題>

<基本的な施策の方向>

(1) インターネット上の人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報リテラシー向上運動の推進</li> <li>・「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」の活動</li> <li>・インターネット等青少年を取り巻く問題への対応</li> </ul>
-------------------	--

### 2 各人権課題

<人権課題>

<基本的な施策の方向>

(1) 女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会の基盤づくり</li> <li>・男女の人権が尊重される社会の構築</li> <li>・男女が共に活躍する社会づくり</li> </ul>
(2) 子ども ・県の施策を追記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発の推進と意識の高揚</li> <li>・子育て支援の推進</li> <li>・人権尊重の意識を高める教育の推進</li> </ul>
(3) 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築</li> <li>・権利擁護の推進</li> <li>・認知症施策の推進</li> <li>・生活環境の整備</li> <li>・社会参加の促進と交流</li> </ul>
(4) 障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のバリアフリーの推進</li> <li>・主体的な選択の尊重</li> <li>・地域生活の支援</li> <li>・自立と社会参加の促進</li> <li>・権利擁護の推進</li> </ul>

<p>(5) 同和問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言修正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 啓発の推進</li> <li>・ 教育の推進</li> <li>・ 公正な採用選考及び雇用の促進</li> <li>・ 隣保館活動への支援等</li> <li>・ えせ同和行為の排除</li> </ul>
<p>(6) 外国人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時点修正</li> <li>・ 文言修正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権意識の啓発と相互理解の促進</li> <li>・ コミュニケーション支援</li> <li>・ 生活支援</li> </ul>
<p>(7) ハンセン病患者・元患者 及びその家族</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言修正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偏見・差別解消のための啓発の実施</li> <li>・ 入所者の福祉増進施策の実施</li> </ul>
<p>(8) 患者等</p>	<p>【H I V感染・エイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正しい知識の普及・啓発</li> <li>・ 相談・検査体制の充実</li> <li>・ 診療体制の充実</li> <li>・ 学校における教育・啓発</li> </ul> <p>【その他の疾病等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正しい知識の普及・啓発</li> <li>・ 自己決定の尊重</li> <li>・ プライバシーへの配慮</li> <li>・ 社会参加と生活の支援</li> </ul>
<p>(9) 犯罪被害者及びその家族</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害回復・経済的支援等</li> <li>・ 精神的・身体的被害の回復・防止</li> <li>・ 刑事手続への関与拡充</li> <li>・ 支援等のための体制整備</li> <li>・ 県民の理解の増進と配慮・協力の確保</li> <li>・ 性犯罪・性暴力被害者に対する支援</li> </ul>
<p>(10) 性的マイノリティの人々</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理解増進のための啓発</li> <li>・ 相談体制の充実</li> <li>・ 学校における教育・啓発</li> </ul>
<p>(11) ホームレス（路上生活者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉事務所等による相談支援</li> </ul>
<p>(12) 自殺問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域におけるネットワークの強化</li> <li>・ 自殺対策を支える人材の育成</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への啓発と周知</li> <li>・自殺未遂者等への支援の充実</li> <li>・自死遺族等への支援の充実</li> <li>・児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育</li> </ul>
(13) 被災者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の状況に応じた支援</li> <li>・被災者の人権の理解を深める啓発</li> </ul>
(14) 刑を終えて出所した人及びその家族 ・文言修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会を明るくする運動」等を通じた啓発活動の推進</li> <li>・高齢又は障害のある犯罪をした人等への福祉支援</li> </ul>
(15) 中国残留邦人とその家族 ・時点修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立と社会参加の促進</li> </ul>
(16) 拉致問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発の推進</li> </ul>

## 第5章 推進体制

人権に関する全庁的な推進体制の下、部局間の横断的かつ緊密な連携を図りながら、国、市町村、民間とも一層連携・協力し、総合的な人権施策を推進します。